

# 保幼小中連携教育推進の手引き

やさしさとたくましさをもち

ともに学び未来を創り出す子どもをめざして



福岡市教育委員会

## はじめに

グローバル化の進展や急速な情報化や技術革新といった社会的変化は、今後ますます加速度を増し、社会の変化を正確に予測することは、難しくなっています。このような中で、これからの時代を生き抜く子どもたちに必要となる力は、多様な人々と協働しながら、さまざまな問題を発見・解決し、新たな価値を創造していく力だと言われています。

そのため、学校においては、「開かれた教育課程」をキーワードとして、子どもたちに身につけさせたい資質や能力を明確にし、地域と共有しながら多様な人々との協働的な取組を教育課程に位置づけていくことが重要となります。

そこで、これまでに福岡市が取り組んできた小中連携教育をさらに進め、保育所(園)・幼稚園との接続をも大切にした、中学校ブロックを中心とする自主的・自律的な連携である「保幼小中連携教育」の推進に取り組んでいこうと考えました。

このことは、2019年6月に策定する「第2次福岡市教育振興基本計画」において、特に重視する教育方法である「福岡スタイル」の1つとして位置づけられている「9年間を見通した小中連携」の考え方に基づくものでもあります。

この手引きには、推進のあり方とともに具体的な取組例を記載していますので、教育課程に意図的・計画的に位置づけることによって、各学校での連携教育の推進に役立てていただきますようお願いいたします。

## 目次

はじめに	1
1 保幼小中連携の必要性	2
2 保幼小中連携教育のあゆみ	3
3 第2次福岡市教育振興基本計画への位置づけ	5
4 福岡市における保幼小中連携教育の在り方	6
(1) 保幼小の連携	8
(2) 小中の連携	9
(3) 保幼中の連携	10
(4) 保幼小中の連携	11
(5) 特別支援学校との連携	12
5 本市教育委員会の取組	13
<資料>	
学習指導要領等	14
保幼小中連携ブロック一覧	15

## 1 保幼小中連携の必要性

これまでの  
小中連携教育  
と保幼小連携

福岡市では、全中学校ブロックにおいて、義務教育終了段階の子どもの成長イメージを共有した小中連携教育に取り組み、中1ギャップの緩和や学習規律・生活規律の定着等の成果を上げてきました。

また、保幼小連携においても、全小学校の教育指導計画にスタートカリキュラムを位置づけられるなど、就学前教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取組が定着してきました。

しかし、子どもを取り巻く家庭環境や社会環境は複雑化しており、これまでの校種間連携をさらに充実させ、子どもの成長をつなぐ長期的な連携へと取組を深化させることが必要となっています。

子どもを取り  
巻く環境

平成27年に策定された「第4次福岡市子ども総合計画」では、共働き家庭の増加などによる放課後の保護者不在家庭の増加、過保護や過干渉、放任などの家庭の子育て力の低下が指摘されています。

また、スマートフォンや携帯ゲーム機などの普及に伴う乳幼児期からのメディアへの接触についても問題視されており、よりよい生活習慣の形成のためには、幼少期から地域社会全体で子どもの健やかな成長を支えることが大切となります。

保育所（園）・幼稚園、小学校、中学校が同じ方向性で、連続して保護者に働きかけていくことは、きわめて重要になってきます。

学校段階間の  
円滑な接続と  
一貫した指導  
の充実

平成29年3月に告示された幼稚園教育要領及び、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の前文には、学校段階間の円滑な接続を図り、その後の生涯にわたる学習のつながりを見通すことの重要性について明示されています。

特に、小学校及び中学校学習指導要領では、総則の中に、小学校では「学校段階等間の接続」、中学校では「学校段階間の接続」が新設され、幼児期の教育と義務教育9年間の接続、さらには中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成することとされています。

一方で、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新たに示されており、幼児期で育まれた資質・能力を念頭に置いた小学校以降の教育の充実につながっていくことをねらっています。

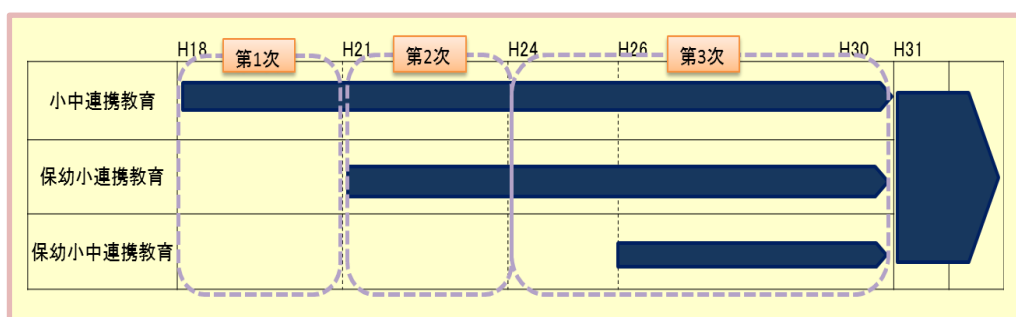
今後、各学校等がそれぞれの役割を果たし、子どもの発達や学びの連続性を重視した一貫性のある教育をより一層充実させていくことが求められているのです。

## 2 保幼小中連携教育のあゆみ

福岡市における保幼小中連携教育は、平成18年度から開始した「小中連携教育推進事業」を第1次とし、その取組をスタートさせました。

その後、平成21年度から23年度までを第2次、平成24年度～30年度までを第3次として、各中学校ブロックの課題に応じた「小中連携教育」を推進してきました。

また、下表にあるように、第2次では、就学前教育と学校教育のつながりを大切にした保幼小連携教育の充実を図り、第3次では、小中連携教育、保幼小連携教育のさらなる充実とともに、校種間連携の幅を広げ、保幼小中連携教育の推進に取り組んできました。



### 第1次小中連携教育推進事業

第1次では、平成18年度に1小1中の5ブロックで実践研究を開始し、その後、段階的に取組の幅を広げ、平成20年度に市内全中学校ブロックで小中連携教育の実施を実現しました。

#### 第1次小中連携教育（平成18年度～平成21年度）

- 1小1中の5ブロックで、実践研究を推進（H18年度）
- 複数小1中の8ブロックで教育実践や取組を推進（H19年度）
- すべての中学校ブロックにおいて小中連携教育を実施（H20年度）
- 先進的な実践研究校を推進協力校として委嘱し、小中連携教育の取組を推進
- 全小中学校に「小中連携教育の進め方（小中連携教育の手引き・実践事例集）」を配布
- 人事交流

### 第2次小中連携教育推進事業

第2次では、平成21年度に策定した「小中連携教育推進指針」に基づき、各中学校ブロックにおける自主的な連携につながる取組を推進してきました。

また、平成21年度から保幼小連携教育の充実を図ることを目的として、保幼小連絡会や保幼小合同研究会等を実施し、保幼小の滑らかな接続に努めてきました。

#### 第2次小中連携教育（平成21年度～平成23年度）

- 小中連携教育推進指針の策定
- 3年間で拠点ブロックをすべての中学校ブロックに指定
- 年2回の各区別連絡会の実施による情報交換
- 各区リーフレット作成と活用
- 一部教科担任制の推進に向けた専科教員のモデル配置（28名）
- 中学校1年35人学級の実施（26校）
- 不登校対応教員の配置（中学校20名）
- 人事交流

#### 保幼小連携教育の充実（平成21年度～）

- 幼年期教育研究協議会の開催（H21年度）
- 保幼小連絡会の実施（H21年度）
- 保幼小連携教育の進捗状況調査の実施（H21年度）
- 保幼小合同研究会の実施（H21年度）
- 人事交流（H21年度）

### 第3次小中連携教育推進事業

第3次においては、中学校ブロックにおける小中連携の取組をPDCAサイクルに基づき検証し、小学校と中学校で共有することで児童生徒の学びと生活につなげていくことを重視してきました。

また、各中学校ブロックの取組資料をデータベース化して全市で共有することで、効果を上げた取組が全市に広がり、各ブロックにおける取組の充実につながりました。

さらに、これまでも実施してきた人事交流に加え、不登校対応教員の配置等を行い、さらなる小中連携の充実に努めてきました。

保幼小連携については、平成26年度に「福岡市保・幼・小・中連絡協議会」を立ち上げ、小中連携を基盤として保育所（園）・幼稚園を加えた校種間連携の在り方を協議するとともに、研修会を通じて地域における保幼小中連携の推進を全市に広げてきました。

#### 第3次小中連携教育（平成24年度～平成30年度）

- PDCAサイクルの特にCとAを重視した、各中学校ブロックの実態に応じた連携教育の推進
- 家庭や地域と協力した組織的な取り組みの推進
- 資料等のデータベース化と活用（全市での情報共有）
- 小中連携教育リーフレットの活用
- すべての中学校に不登校対応教員の配置
- 人事交流

#### 保幼小連携教育の充実

- 保幼小連絡会
- 人事交流

#### 保幼小中連携の推進

- 福岡市保・幼・小・中連絡協議会開催（H26年度～）
- 保幼小中合同研修会の開催（H28年度～H30年度）

### 3 第2次福岡市教育振興基本計画への位置づけ

福岡スタイル  
の柱

2019年6月に策定する「第2次福岡市教育振興基本計画」では、特に重視する教育方法である「福岡スタイル」の1つに「9年間を見通した小中連携」を位置づけています。

その中で、これまでの小中連携教育の成果について確認するとともに、課題としては、依然として小学校6年生から中学校1年生にかけて不登校生が増加している傾向にあること、新学習指導要領に対応し、社会を生き抜くために必要な資質・能力を9年間で身につけさせる必要があることを指摘しています。

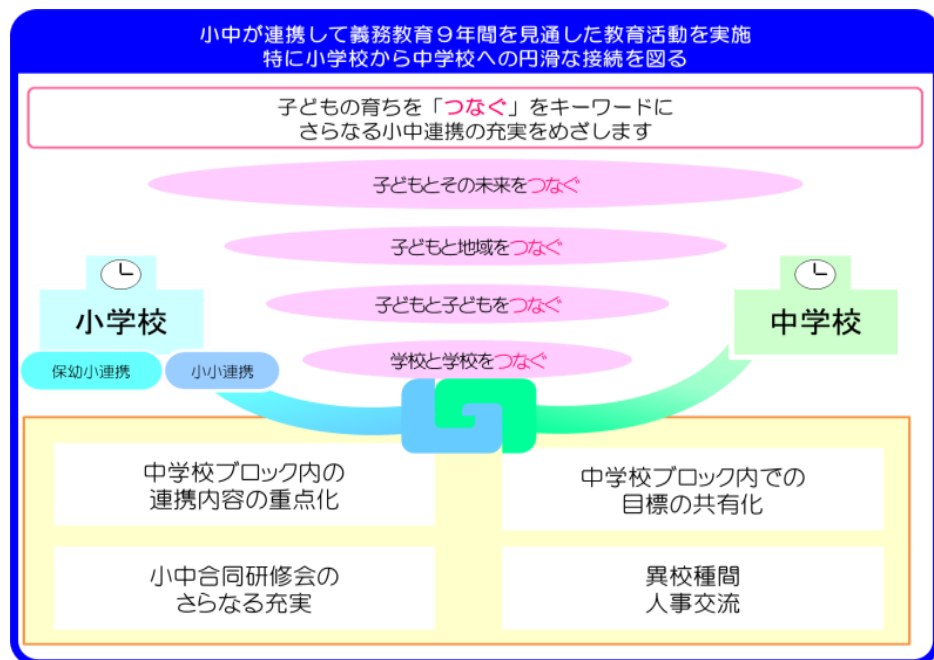
そのため、小学校6年生から中学校への接続を強化する取組に向けた小中合同研修会の充実や、ティームティーチングや習熟度別による分割指導などの児童生徒の発達段階の課題を踏まえた体制の整備を方向性として示しています。

「つなぐ」を  
キーワードと  
して

この小中連携においては、図にあるように「つなぐ」をキーワードとし、「子どもと地域」「子どもと子ども」「学校と学校」とのつながりを深めていくことで、子どもたちの未来へとつなげていくことを目指しています。

保幼小中連携教育の推進についても、この「つなぐ」を重視し、これまでの小中連携を基盤に、保育所（園）・幼稚園と小学校及び保育所（園）・幼稚園と中学校との連携を一体のものとして取り組んでいくことが重要となります。

<小中連携のイメージ>「第2次福岡市教育振興基本計画」





## 4 福岡市における保幼小中連携教育の在り方

### 保幼小中連携 教育の方向性

保幼小中連携教育を推進するにあたっては、子どもたちの15年間の育ちを見通すために、中学校ブロック内の保育所（園）・幼稚園，小学校，中学校が，双方向的に連携していくことを重視していきます。その形態については，

- ・ 保幼小の連携
- ・ 小中の連携
- ・ 保幼中の連携
- ・ 保幼小中の連携

があり，さらには，特別支援学校との連携も考えられます。

これらの連携のためには，研修会や協議会等の実施が重要であり，どの校種が主体となって年間計画に位置づけていくかを明確にすることが必要となります。また，研修会や協議会のみでなく，日常的な情報等の共有も大切となります。

具体的な推進の視点としては，

- ・ 教師間の交流を図ることによって，互いに情報を伝えやすくする関係を構築すること
- ・ 子ども同士と一緒に活動する機会をつくり，子どもの発達段階に応じた教育の充実を図ること
- ・ 中学校ブロックの保護者や地域の方々との交流等を通し，教育方針等についての啓発を図り，地域一体となった教育の充実を図ること

が考えられ，本手引きにおいては，

＜教師間の交流＞

＜子どもの活動・交流＞

＜地域での交流＞

として，その具体例を示していきます。

### 保幼小の連携

保幼小の連携では，保育所（園）・幼稚園と小学校が，それぞれの教育内容や方法について理解し合うことが大切です。そのために，保育所（園）・幼稚園での幼児の状況について，小学校に情報提供していくことが重要になります。また，小学校の立場からは，積極的に保育所（園）・幼稚園に働きかけ，幼児の情報を得た上で，それをもとにした小学校での初期指導を確実に始めることができる体制を整えていくことが大切です。

このことによって，小1プロブレム等の諸問題を解決でき，保幼小の円滑な接続に結びつけることができると考えられます。

さらに連携の取組としては，相手意識や目的意識を明確にした，児童と

幼児の交流活動を仕組んでいくことが大切です。小学校の教育課程に児童と幼児の交流活動を計画的に位置づけ、活動の充実を図ることで、児童の活動の目的を達成するとともに、幼児は、小学校への入学という見通しを持つことができます。

このことによって、幼児は小学生に対してあこがれの気持ちや安心感を抱き、小学生は年少者への思いやりの気持ちや自分が必要とされる自己有用感・自己肯定感を持つことにつながると考えます。

また、教師にとっては、交流する子どもの姿を通し、幼児と児童の状況や互いの指導の様子を知る機会としていくことが大切です。

具体的な連携の取組としては、次のようなものがあります。

- <教師間の交流> 保幼小連絡会、合同の研究会や研修会、  
保育参観や授業参観 等
- <子どもの活動・交流> 幼児と児童の交流活動、児童の保育士体験、  
幼児の学校見学、合同避難訓練、  
もちつき大会 等

## 小中の連携

小中の連携では、小学校6年生から中学校1年生への円滑な接続はもちろんのこと、中学校ブロックにおけるめざす子ども像を共有することで、小中9年間の子どもの学びをつないでいくことが大切です。そのためには、学習指導、生徒指導、生活環境などの子どもに関わる情報を共有し、その実態から、中学校ブロックとしての課題を明らかにすることが必要となります。そして、教師が小中のつながりをこれまで以上に意識し、発達段階に沿った系統的な取組を実施していくことが求められます。

また、接続の視点として、児童が中学校の学習や生活について、期待や意欲を持つことができるように、児童が中学校の教師の授業を受けたり、中学校での学習や生活の様子を知ったりする機会を計画的に位置付けていくことや、中学校入学前の児童の様子把握や、小中の指導内容や方法の相互理解と工夫改善の機会の位置付けなどが考えられます。

具体例な連携の取組としては、次のようなものがあります。

- <教師間の交流> 小中合同研修会、授業研修・授業参観、  
学習のきまりや生活のきまりの作成、  
授業の流れの統一 等
- <子どもの活動・交流> 出前授業（乗り入れ指導）、  
美術等の作品の交流、児童の部 活動体験、  
小中合同避難訓練、集団下校 等
- <地域での交流> ノーメディアデー、弁当の実施 等



## 保幼中の連携

保幼中の連携では、保育所（園）・幼稚園と中学校が、子どもの15年間の育ちと学びの入り口と出口であるという意識を明確にもち、教師間で保育・教育の内容を理解し合い、共有することが大切です。

また、これまで多くの中学校で実施されている家庭科における保育実習など、生徒と幼児が互いに触れ合い、互惠性のある取組を通して、生徒と幼児の相互理解を図ることも大切となります。

保幼中の連携では、教師間の情報の共有が希薄になりやすく、生徒と幼児の共同の取組とともに、教師間の交流活動を意図的に位置付け実施することが求められます。

具体例な連携の取組としては、次のようなものがあります。

- <教師間の交流> 中学校の授業参観，教師の研修としての異校種体験 等
- <子どもの活動・交流> 保育実習，職場体験，吹奏楽部やコーラス部による保育所（園）や幼稚園での演奏会，保育所（園）・幼稚園の運動会大会運営協力 等

## 保幼小中の連携

保幼小中の連携では、地域で子どもを育てるという意識のもと、中学校ブロック内の保育所（園），幼稚園，小学校，中学校が，15年間の子どもの育ちの姿を共有することが大切です。その基盤は，中学校ブロック内の教師が必要な時にすぐに連絡し合える関係づくりであり，既存の取組や地域の取組等をさらに工夫し，各校種の教師が無理なく交流できるような場を設定していくことが求められています。

また，中学校ブロック内の取組を通して，保護者，地域とのつながりをさらに深め，地域ネットワークの構築を図ることも大切です。

具体例な連携の取組としては、次のようなものがあります。

- <教師間の交流> 保幼小中合同研修会，各学校便り等の交換，年間計画の交換，公開授業参加への呼びかけ，小学校・中学校の授業参観へ保育所（園）・幼稚園の教師等が参加，保育所（園）・幼稚園も含めた運営委員会の開催，小中地域行事への参加の呼びかけ 等
- <子どもの活動・交流> 小中合同運動会への地域の幼児の参加，地域行事（祭り，餅つき大会等）への参加 等
- <地域での交流> 公民館主催行事に保幼小中の教師等が参加，保幼小中合同ノーメディアデーの実践 等

## 特別支援学校との連携

特別支援学校との連携では、配慮を必要とする子どもたちに関する情報交換を行い、支援の充実につなぐことが大切となり、特別支援コーディネーター研修などを通して、各校の特別支援コーディネーターが情報交換をするとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用していくことが重要となります。

また、ふくせき制度にもとづく交流等、特別支援学校と小中学校の子ども同士が交流する場を計画的・継続的に設定していくことも大切で、子ども同士の交流活動を通し、特別支援学校の子どもは、地域とのつながりができるとともに社会性を育てることができます。

具体例な連携の取組としては、次のようなものがあります。

- |             |   |
|-------------|---|
| <教師間の交流>    | 特別支援コーディネーターの連携<br>特別支援学校を含む保幼小中合同研修会、<br>教師の特別支援学校の参観、<br>特別支援学校の教師を講師とした研修会 等 |
| <子どもの活動・交流> | 居住地校交流、近隣校交流、児童生徒の交流、<br>作品交流、特別支援学校のバザーへの参加、<br>特別支援学級と特別支援学校の児童生徒との<br>交流 等   |
| <地域での交流>    | P T A行事 等   |



それぞれの校種間の取組については、既存の取組を継続し、まずは、その内容の充実を図ることが大切です。

その上で、保幼小中の教職員が参加する合同研修会を実施し、教職員同士を「つなぐ」機会をつくるようにしてください。

## (1) 保幼小の連携

就学前教育と小学校教育の**内容・方法等の相互理解**を図り、それぞれの教育の充実とともに**円滑な接続**を図ることを目的とします。

### 具体的な取組

#### 保幼小連絡会<教師間の交流>

- ねらい
  - ・ 保育・教育内容や方法等の相互理解と子どもの学びをつなぐこと。
  - ・ 子どもの情報交換により、子どもの育ちをつなぐこと。
- 内容
  - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体化と共有
  - ・ 一日の生活の流れや指導方法の相互理解
  - ・ 小学校入学に向けての活動や小学1年生のスタートカリキュラム等、保育計画や指導計画の情報交換
  - ・ 入学予定の幼児、入学した児童についての情報交換 など
- 留意点
  - ・ 小学校が保育所・幼稚園へ呼びかけ、会を開催します。
  - ・ 入学児童の有無にかかわらず、校区内にある保育所・幼稚園との連携を図っていくことが大切です。

#### 幼児と児童の交流活動<子どもの活動・交流>

- ねらい
  - ・ 幼児に小学校への憧れの気持ちや安心感をもたせること。
  - ・ 児童の思いやりの心や自己肯定感につなぐこと。
- 内容
  - ・ 生活科の学習等で児童と幼児が一緒に行う活動  
例) 児童が幼児に校内を案内する学校探検  
児童が自分で作ったおもちゃの遊び方を幼児へ教えたり、一緒に遊んだりする活動 など
- 留意点
  - ・ 幼児児童のどちらにとってもより良い活動となる工夫を行います。
  - ・ 配慮事項等を教師間で打ち合わせし、実施していきます。
  - ・ 交流活動を通し、教師間がお互いの指導方法等を理解し、学び合う機会にしていきます。



### その他の取組例

- |               |              |             |
|---------------|--------------|-------------|
| < 教師間の交流 >    | ・ 合同の研究会や研修会 | ・ 保育参観や授業参観 |
|               | ・ 指導要録の活用    |             |
| < 子どもの活動・交流 > | ・ 児童の保育士体験   | ・ 幼児の学校見学   |
|               | ・ 合同避難訓練     | ・ もちつき大会 など |

※ 授業や行事等を参観し合うことも日頃の指導を理解することにつながり、大きな情報交換になります。

※ 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録は、子どもの学びと育ちをつなぐ重要な資料です。小学校では、学級編成や入学初期の児童理解や指導のヒントとして、ぜひ活用してください。

## (2) 小中の連携

各中学校ブロックでの課題解決を図り、小学校から中学校への**円滑な接続**と、**それぞれの教育の充実**を図っていくことを目的とします。

中学校ブロック内に複数の小学校がある場合は、中学校ブロック内の小学校同士が教育課程等の情報を共有するなど連携（**小小連携**）し、児童が中学校入学後に円滑に学習・生活を進めていけるようにすることが大切です。

### 具体的な取組

#### 小中合同研修会＜教師間の交流＞

○ ねらい

- ・ 円滑な接続に向け、学力、生徒指導、人権教育等、地域の実態に応じた取組と内容の充実を図ること。
- ・ 中学校ブロックにおける課題の解決とそれぞれの教育の充実を図ること。

○ 内容

- ・ 児童生徒の実態に応じた中学校ブロックにおける連携目標の共有
- ・ ブロックの課題に応じた重点化した取組の評価と新たな目標設定  
例) ノーメディアデー、あいさつ運動、学習・生活のきまり
- ・ 学力分析と教科の指導内容や方法の情報交換 など

○ 留意点

- ・ 中学校がブロック内の小学校との日程を調整し、開催します。
- ・ 研修会の内容、形態、グループ編成等、小中の担当者の計画的な打ち合わせや準備のもと実施します。



#### 出前授業＜子どもの活動・交流＞

○ ねらい

- ・ 小学生の中学校の学習への不安を和らげること。
- ・ 小学校と中学校の学習をつなぐこと。

○ 内容

- ・ 中学校教員の専門性を生かした教科・単元等での指導

○ 留意点

- ・ 中学校での学習への意欲が高まるような工夫をしていきます。
- ・ 教師間で事前に実施する授業の内容や学習のつながりを共有しておくことが大切です。
- ・ 子どもの実態把握や教師間の指導方法の相互理解の機会にもしていきます。

※ 中学校ブロックに複数の小学校があり、日程調整等が難しい場合は、中学校での体験授業とするなど、学校規模などに応じて工夫をすることも考えられます。



### その他の取組例

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| ＜教師間の交流＞    | ・ 授業研修・授業参観        |
|             | ・ 学習のきまりや生活のきまりの作成 |
|             | ・ 授業の流れの統一         |
| ＜子どもの活動・交流＞ | ・ 美術等の作品の交流        |
|             | ・ 小中合同避難訓練         |
| ＜地域での交流＞    | ・ ノーメディアデー         |
|             | ・ 児童の部活動体験         |
|             | ・ 集団下校             |
|             | ・ 弁当の日の実施 など       |

### (3) 保幼中の連携

幼児生徒の**豊かな心の育成**とともに、**教師間で保育・教育内容の相互理解を深める**ことを目的とします。

#### 具体的な取組

##### 保育実習<こどもの活動・交流>

- ねらい
  - ・ 生徒が、幼児と触れ合う喜びを感じたり、幼児について理解を深めたりすること。
  - ・ 幼児が憧れの気持ちや人への信頼感を育む機会とすること。
- 内容
  - ・ 幼児の観察や遊び道具の製作
  - ・ 幼児と一緒に遊ぶなど、触れ合う活動
- 留意点
  - ・ 中学校は保育実習のねらいや実習内容を保育所(園)・幼稚園へ説明し、協力を依頼します。
  - ・ 事前の打ち合わせで、中学校は、保育所(園)・幼稚園からの配慮事項や要望等を聞き、実施することが大切です。
  - ・ 生徒の実習を通し、教師間で保育・教育内容の相互理解を図る機会にしていきます。



##### 職場体験<子どもの活動・交流>

- ねらい
  - ・ 生徒が自分の将来や職業について考えたり、実際に働く人と接することで、働く意義を体験すること。
- 内容
  - ・ 幼児との遊び、給食指導(準備や片付け)、清掃、教材準備、職員の手伝いなど
- 留意点
  - ・ 中学校は、事前学習・事前準備を生徒へ十分に行ったうえで職場に向かわせる必要があります。
    - ・ 保育所(園)・幼稚園には、職場体験の目的や内容、配慮してほしいことなどを事前に伝え、協力を仰ぎます。



#### その他の取組例

- < 教師間交流 > ・ 中学校の授業参観 ・ 教師の研修としての異校種体験
- < 子どもの活動・交流 > ・ 吹奏楽部やコーラス部による保育所(園)や幼稚園での演奏会
- ・ 保育所(園)・幼稚園の運動会大会運営協力 など

## (4) 保幼小中の連携

15年間の子どもの育ちの姿を共有するとともに、情報共有を中心とした、**地域ネットワークの構築**を図ることを目的とします。

災害などの緊急時に関する情報、気になる子どもの情報など、**必要な時にすぐに連絡し合える関係**を目指します。

具体的な取組

### 保幼小中合同研修会<教師間の交流>

- ねらい
  - ・ 地域ネットワークの構築を図ること。
  - ・ 必要な時に気軽に連絡を取り合える関係づくりをすること。
- 内容
  - ・ 中学校ブロック内の保幼小中での情報交換
  - ・ 地域における15年間を見通した子どもの姿の共有
  - ・ 子どもの育ちをつなぐそれぞれの取組や共通の取組
  - ・ 災害や緊急時における対策についての情報交換 など
- 留意点
  - ・ 中学校が会を開催し、地域における目指す子ども像を示していきます。
  - ・ 小学校は中学校と連携し、校区の保育所(園)・幼稚園へ連絡を行い、合同研修会への参加を呼びかけます。
  - ・ ブロックの実態に合わせた無理のない会の設定をしていきます。

例) 新たな場を設定せずに、保幼小連絡会に中学校の教師が参加  
小中合同研修会に保育所(園)・幼稚園の教師が参加  
それぞれの校種の代表者が定期的集まる会の設定 など



その他の取組例

- < 教師間の交流 >
  - ・ 各学校便り等の交換
  - ・ 年間計画の交換
  - ・ 公開授業参加への呼びかけ
  - ・ 小学校、中学校の授業参観へ保育所(園)、幼稚園の教師等が参加
  - ・ 保育所(園)、幼稚園も含めた運営委員会の開催
  - ・ 小中地域行事への参加の呼びかけ
- < 子どもの活動・交流 >
  - ・ 小中合同運動会に地域の幼児が参加
  - ・ 地域行事(祭り、餅つき大会等)への参加
- < 地域での交流 >
  - ・ 公民館主催行事に保幼小中の教師等が参加
  - ・ 保育所、幼稚園も含めたノーメディアデーの共通実践 など





## (5) 特別支援学校との連携

特別な配慮を要する子どもたちの学習上または生活上の**支援の充実**と、障がいの有無に関わらず、**子どもたちが互いを認め合い、支え合い、学び合う力を育てる**ことを目的とします。

### 具体的な取組

#### 各学校の特別支援コーディネーターの連携<教師間の交流>

- ねらい
  - ・ 特別な配慮を要する子どもたちの学習上または生活上の支援を充実させること。
- 内容
  - ・ 特別支援リーダーコーディネーターへの支援依頼
  - ・ 特別支援教育に関する情報共有，指導方法や教材の相談等
- 留意点
  - ・ 中学校区の特別支援コーディネーターが日頃から連絡を取り合えるような関係づくりが必要です。

#### 居住地校交流，近隣校交流<子どもの活動・交流>

- ねらい
  - ・ 子どもたちが互いを認め合い，支え合い，学び合う力を育てること。
- 内容
  - ・ 特別支援学校に通う児童生徒が居住地校の行事等に参加し，お互いの児童生徒について，理解し合う活動
  - ・ 特別支援学校と近隣校の児童生徒が，学習や行事で一緒に活動する交流活動。
  - ・ 作品交流など，間接的な交流
- 留意点
  - ・ 事前に教師間で，交流する児童生徒についての相互理解を図っておくことが大切です。
  - ・ 児童生徒のお互いの理解を深めるために，継続的な交流活動を行っていくことが大切です。

### その他の取組例

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| < 教師間の交流 >    | ・ 特別支援学校を含む保幼小中合同研修会       |
|               | ・ 教師の特別支援学校の参観             |
|               | ・ 特別支援学校の先生を講師とした研修会       |
| < 子どもの活動・交流 > | ・ 児童生徒の交流 ・ 特別支援学校のバザーへの参加 |
|               | ・ 特別支援学級と特別支援学校の児童生徒との交流   |
| < 地域での交流 >    | ・ PTA 行事 など                |

※ 居住地校交流…ふくせき制度にもとづく交流及び共同学習  
近隣校交流 …特別支援学校が所在する近隣の小中学校等との交流

## 5 本市教育委員会の取組

校種間連携の 評価・検証	<b>福岡市保・幼・小・中連絡協議会</b> 各所属校種における連携の実践交流や各中学校ブロックにおける取組の評価・検証を行い、地域における連携教育の充実を図っていきます。
連携の取組の 充実	<b>小中連携担当者連絡会の開催</b> 毎年行っている、小中連携担当者連絡会において、今後は、小中連携のさらなる充実とともに、地域における保幼小中連携の内容を含む連絡会としていきます。
各ブロックに おける連携の 実態把握	<b>中学校ブロックにおける連携の推進状況を把握するアンケート調査</b> 各中学校ブロックにおける保幼小中連携教育の取組について、アンケート調査を行い、今後の連携教育の推進と充実を図っていきます。 アンケート調査の結果をもとに、福岡市保・幼・小・中連絡協議会で保幼小連携、小中連携、保幼小連携、保幼小中連携の各取組の評価・検証を行い、地域における連携の充実につなぎます。
連携教育推進 のための人的 支援	<b>小中人事交流などの推進</b> 指導方法の相互理解、教育観や教育方法の組み入れ等をめざし、今後も人事交流を行っていきます。



## <資料>

### 学習指導要領等

#### 保育所保育指針（厚生労働省平成29年3月告示）

##### 第2章 保育の内容

##### 4 保育の実施に関して留意すべき事項

##### (2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

#### 幼稚園教育要領（文部科学省 平成29年3月告示）

##### 第1章 総則

##### 第3 教育課程の役割と編成等

##### 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

(1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

#### 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府 文部科学省 厚生労働省 平成29年3月告示）

##### 第1章 総則

##### 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

##### 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

##### (5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項

ア 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

#### 小学校学習指導要領には（文部科学省 平成29年3月告示）

##### 第1章 総則

##### 第2 教育課程の編成

##### 4 学校段階等間の接続

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、…

(2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、…

##### 第5 学校運営上の留意事項

##### 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

#### 中学校学習指導要領（文部科学省平成29年3月告示）

##### 第1章 総則

##### 第2 教育課程の編成

##### 4 学校段階間の接続

(1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画かつ継続的な教育課程を編成すること。

(2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、…

##### 第5 学校運営上の留意事項

##### 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

保幼小中連携ブロック一覧

東区

中学校	小学校	幼稚園	保育所・保育園
青葉	青葉	福岡文化幼稚園	東青葉保育園
	東福岡特別支援学校		
香椎第1	千早西	千早幼稚園	香椎浜保育園 つぼみ保育園 名島保育園
	千早		つぼみ保育園分園第2 つぼみ保育園 御幸保育園
	香陵		愛咲美保育園
香椎第2	香椎		市立香椎保育所
	香住丘		香住ヶ丘保育園 やまのみ保育園 香住ヶ丘保育園松香台分園
香椎第3	香椎下原	東福岡学園自由ヶ丘幼稚園	太陽保育園 香椎しもばる保育園
	香椎東	博多中央幼稚園	綾杉保育園
志賀	西戸崎		西戸崎保育園
	志賀島	ふたば幼稚園	志賀島保育園
	勝馬		
城香	香椎浜	香椎浜幼稚園	かな保育園 かな保育園香椎浜小学校分園
	城浜	さくら幼稚園	城浜保育園
多々良	舞松原	博多幼稚園 松崎幼稚園	博多保育園
	若宮		だきしめ保育園 若宮保育園
多々良中央	八田		まどか保育園 さわらび保育園 あかつき保育園
	多々良		多々良保育園
照葉	照葉 照葉北	香椎照葉幼稚園	アイランドシティコスモス保育園 第2アイランドシティコスモス保育園
箱崎	箱崎	恵泉幼稚園 箱崎幼稚園	松翠保育園 松原保育園 まごころ保育園箱崎駅前分園
	東箱崎	貝塚幼稚園	はこざき保育園 まつぼっくり保育園
	松島		みそら保育園
箱崎清松	筥松	筥松幼稚園	順和保育園 ちどり保育園
	松島		みらいの森保育園 松島りすの森保育園 きぼうの森保育園
福岡	馬出	東福岡幼稚園	市立馬出保育所 杉の子保育園 まごころ保育園
松崎	名島		信愛保育園 あい保育園千早 やまのみ松崎保育園
和白	奈多 三苦	奈多幼稚園	奈多愛育園 第二オリーブ保育園 みとま保育園 オリーブ保育園
	和白		光和保育園分園 光和保育園 第二光和保育園
和白丘	美和台	ツルタみとま幼稚園 美和台幼稚園	静ヶ丘保育園
	和白東	博多南幼稚園	高美台保育園

## 博多区

中学校	小学校	幼稚園	保育所・保育園
板付	板付		雑餉隈保育園 第2つくし保育園 博多とみひろ保育園
	板付北		わかば保育園 つくし保育園
南福岡特別支援学校			
三筑	三筑	正光寺ひかり幼稚園	板付保育園
	那珂南	カトリック光丘幼稚園 レバノン幼稚園	南福岡保育園 光の園保育園
住吉	住吉		どろんこ保育園 第2どろんこ夜間保育園 光應寺保育園
千代	千代		市立千代保育所
東光	堅粕		清水保育園 堅粕保育園 清水保育園堅粕小学校分園 中比恵ソレイユガーデン保育園 恵愛ソレイユ保育園 福岡比恵町雲母保育園
	東光		アスク東比恵保育園 博多ピノキオ保育園
那珂	那珂	玉水幼稚園 なか幼稚園	市立那珂保育所 しあわせな木保育園 月のうさぎ保育園 アスク竹下保育園 第二五十川保育園（分園） アートチャイルドケア博多山王保育園
		弥生	淡水幼稚園
	宮竹		五十川保育園
博多	博多	奈良屋幼稚園	花ぞの保育園 ナーランダ保育園 みなと保育園
東住吉	春住	サルナート幼稚園 山王幼稚園	光薫寺保育園
	東住吉		松月保育園 東住吉保育園
席田	東月隈	つきぐま幼稚園	
	席田	むしろだ幼稚園	大井保育園
	月隈		星の子保育園 隅田保育園 月隈保育園
吉塚	吉塚	吉塚ゆりの樹幼稚園	吉塚カトリック保育園
	東吉塚		福岡リズム保育園 東清水保育園

南区

中学校	小学校	幼稚園	保育所・保育園
日佐	弥永	福岡女学院幼稚園	弥永保育園 柳瀬保育園
	弥永西	あすなる幼稚園	あすなる保育園
柏原	柏原	柏原幼稚園	屋形原保育園 花畑保育園
	花畑		
筑紫丘	筑紫丘	筑紫丘幼稚園	みらい保育園 こどもの園純真
	東若久		
若久特別支援学校			
長丘	長丘	長丘幼稚園	泰幸保育園 長住保育園
	長住	ながずみ幼稚園	
	西長住		
野間	若久	野間幼稚園 若久幼稚園	野間ナーサリー サンタリーベ保育園
	大池		大池コスモス保育園（大池小学校内分園） 寺塚コスモス保育園
花畑	西花畑	檜原桧原こひつじ幼稚園	こひつじ保育園 こばと保育園 たちばな保育園
	東花畑	花畑幼稚園 みどりがおか幼稚園	花畑ナーサリー いずみ保育園分園ほほえみ保育園
屋形原特別支援学校			
三宅	三宅	大橋幼稚園 清星幼稚園	恵美保育園 えんぜる保育園
	野多目		のため保育園 みやげ保育園
宮竹	宮竹	宮竹幼稚園	みやたけ保育園
	高木		
横手	横手	香蘭女子短期大学附属香蘭幼稚園 正法寺ルンビニー幼稚園	正法寺保育園
	日佐	日佐幼稚園	
	高木		井尻保育園
老司	鶴田	福岡海星女学院マリア幼稚園	しあわせの星保育園 マリア幼稚園（認定こども園）
	老司	南福岡幼稚園	



中央区

中学校	小学校	幼稚園	保育所・保育園
警固	赤坂	けご幼稚園 養巴幼稚園	
	警固	筑紫女学園大学短期大学部附属幼稚園	中央保育園 桜坂保育園
城西	草ヶ江	草ヶ江幼稚園	クレシュ六本松 ほっぺるランド六本松 大濠保育園
	鳥飼	舞鶴幼稚園	早緑子供の園
当仁	当仁	汀幼稚園	汀幼稚園（認定こども園） 大日保育園 あけぼの保育園
	福浜	福浜幼稚園	福浜保育園
	南当仁	大濠聖母幼稚園	サンタランド保育園 アトチャイルド <sup>®</sup> ヶ鳥飼南当仁保育園
福岡中央特別支援学校			
平尾	小笹	小笹幼稚園	野ばら保育園 森のおうち保育園 平和ちとせ保育園
	平尾	円龍幼稚園 福岡雙葉小学校附属幼稚園 わかば幼稚園	平尾保育園 のぞみ保育園
舞鶴	舞鶴		大手門保育園 城北保育園 舞鶴保育園 天神ちとせ保育園 まいづるちとせ保育園 しゅんよう保育園

城南区

中学校	小学校	幼稚園	保育所・保育園
梅林	金山	かなやま幼稚園	信明保育園梅林分園 あさひ保育園 信明保育園
	七隈		
片江	野芥 田隈		
	片江	ダリヤ幼稚園	慈光保育園 さくら保育園
城南	南片江		
	城南	城南幼稚園 茶山幼稚園	すみれ保育園 芙蓉保育園 若草保育園
	別府	中村学園大学付属あさひ幼稚園 別府幼稚園 別府団地幼稚園	荒江保育園 荒江保育園分園 白百合保育園
長尾	田島	茶山カトリック幼稚園	
	堤	油山幼稚園	
	堤丘	慶光ブライトンアカデミーフォーヤングラーナース	若竹保育園 仁愛保育園
	西長住		

早良区

中学校	小学校	幼稚園	保育所・保育園
金武	四箇田	せふり幼稚園	しかた保育園
	入部		入部保育園
早良	内野		ひばり保育園 内野保育園
	早良		さわら保育園
	脇山		脇山保育園
	曲淵		
次郎丸	有田	たぐま幼稚園 西福岡幼稚園	エミール保育園 あおば保育園 くまのこ保育園
	賀茂	星の原幼稚園	こぐま保育園賀茂小学校分園
高取	高取	高取幼稚園	高取保育園 第二高取保育園
	室見	弥生幼稚園	
田隈	田村	紅葉幼稚園	なごみナーサリー 信和保育園 ナーサリーライムスクール
	野芥	さつき幼稚園 早良幼稚園	野芥保育園 にこにこ保育園
	田隈		市立田隈保育所 こぐま保育園 りんどう保育園
西福岡	有住	むろずみ幼稚園	こぐま保育園有住小学校分園 むろずみ保育園
	原西	ありた幼稚園	アン・シャーリー保育園 原西保育園 栄光保育園
原	飯倉	セント・メリー幼稚園	若杉保育園 星の原団地保育園
	飯原	飯倉幼稚園	みんなの劇場保育園 みどり保育園 飯原保育園
	飯倉中央		
原北	小田部	はらきた幼稚園	市立南庄保育所
	原北		ほっぺるランド南庄 豊庄保育園
原中央	大原	大原幼稚園	ゆりか保育園大原小学校内分園 ゆりか保育園
	原	あかし幼稚園 はら幼稚園	原中央保育園
百道	西新	西南幼稚園 西新カトリック幼稚園	西新保育園
	百道	室見幼稚園	ふたば保育園
	百道浜		ここ葉保育園

西区

中学校	小学校	幼稚園	保育所・保育園
沓岐	沓岐	西陵幼稚園 福岡インターナショナルアイスクール 幼稚園	あゆみらい保育園 ひなぎく保育園
	沓岐東 生の松原特別支援学校	福岡女子短期大学附属野方幼稚園	めぐみ保育園
沓岐丘	沓岐南	中村学園大学附属沓岐幼稚園	沓岐保育園 野方保育園 ゆめの森こども園（認定こども園）
内浜	福重	福岡いずみ幼稚園	福重保育園 中村学園大学附属おひさま保育園 りんごの花保育園 たんぼぼ保育園
	内浜		すみわたる保育園 内浜保育園
	姪浜		姪浜もみじの森保育園 市立姪浜保育所
小呂	小呂		市立小呂保育所
金武	金武	金武幼稚園 藤ヶ丘幼稚園	飯盛保育園
北崎	北崎		西浦保育園 北崎保育園
玄界	玄界		玄界島保育園
玄洋	玄洋	松原幼稚園	今宿保育園 福岡舞鶴誠和保育園
	今宿		木の实保育園 ひかりと風とサクランボ（認定こども園） 大塚第1保育園，大塚第2保育園
	今津		今津保育園
	西都		伊都コスモス保育園 さいとみんなの家
今津特別支援学校			
下山門	石丸		成徳保育園 かぼちゃ畑保育園
	下山門		しもやまと保育園 ひまわり保育園
西陵	城原	下山門幼稚園	和光保育園 城の原保育園
	西陵		第2ひまわり保育園
能古	能古		能古保育園
姪浜	姪北	ときわ幼稚園	姪北ちとせ保育園 内浜保育園分園花のおさなご
	愛宕		観音寺保育園
	愛宕浜		観音寺保育園愛宕浜小学校分園
	姪浜	あたごはま幼稚園	あたごはま保育園
元岡	西都	周船寺第二幼稚園 ゆきぞの幼稚園	いとぼっぼ保育園 いと菜の花保育園 西都保育園
	周船寺	アソカの森幼稚園 周船寺幼稚園	もみじの森保育園（認定こども園） 千里保育園
	元岡	元岡幼稚園	こじか保育園 にじのはな保育園 太郎保育園

区をまたぐブロック

中学校	小学校	幼稚園	保育所・保育園
友泉  ※中央区と城南区で区をまたぐブロック	笹丘	笹丘カトリック幼稚園	笹丘コスモス保育園 くるみ保育園 白鳩保育園
	金山	きりん幼稚園	きりん保育園
	長尾	福岡幼稚園 福岡小鳩幼稚園	ゆなの木保育園 長尾保育園
	田島		田島保育園
高宮  ※中央区と南区で区をまたぐブロック	高宮	しろがね幼稚園	あい保育園大宮 新星保育園
	大楠	カトリック聖クララ幼稚園	ひかり保育園分園ひかりのこ保育園 ひかり保育園
	西高宮	高宮カトリック幼稚園 福岡音楽学院附属幼稚園	高宮くすくすの丘保育園
春吉  ※中央区と南区の区をまたぐブロック	春吉		
	塩原	みやこ幼稚園 塩原幼稚園 聖心ウルスラ幼稚園	天星丸保育園 しおばる保育園
	玉川		やまびこ保育園 玉川保育園 玉川保育園分園向野保育園 あい保育園大橋 ブライツ保育園福岡高宮 筑紫ヶ丘保育園

平成 31 年 3 月現在

保幼小中連携教育推進の手引き  
平成 31 年 3 月

編集・発行 福岡市教育委員会 (指導部学校指導課)  
〒810-8621  
福岡市中央区天神1丁目8番1号  
TEL : 092-711-4638  
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyouiku/>